特定非営利活動法人 西国槍術会 定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人 西国槍術会という。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を徳島県板野郡板野町に置く。
２　この法人は、前項のほか、その他の事務所を奈良県奈良市及び高知県土佐清水市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、主に西日本に居住する一般国民に対して、我が国の古武術である槍術の修練を通じて人づくりに関する事業を行い、伝統文化の普及に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) 子どもの健全育成を図る活動
(4) 環境の保全を図る活動
(5) まちづくりの推進を図る活動
(6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 特定非営利活動に係る事業
① 槍術演武の披露
② 槍術稽古の実施
③ 槍術に関する調査・研究
④ 槍術旧跡ツアーの提供
⑤ こども槍道場の開催
⑥ 伝承者交流会の開催
⑦ 槍材確保活動の推進
⑧ 槍術術技の普及指導
⑨ 槍術会分会の設置・運営

第３章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同し、資金的支援を行う個人及び団体

２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第 16 条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第 18 条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第 19 条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第 20 条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）
第 21 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

ことができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第２項、第30条第１項第２号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。
3　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3) 第15条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第34条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 43 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）
第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 45 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第 46 条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第 47 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第 48 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第 49 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第 50 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
(1) 目的
(2) 名称
(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
(5) 社員の資格の得喪に関する事項
(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
(7) 会議に関する事項
(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
(10) 定款の変更に関する事項

（解散）
第 51 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

役　員　名　簿

特定非営利活動法人 西国槍術会

役職名	氏　名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	赤澤 貴子		無
副理事長	鈴木 誠		無
理事	坂本 恵子		無
監事	多田 弘子		無

設 立 趣 旨 書

1　趣　旨

我が国の古代より続く長い歴史が生み出した古武術は、それぞれの時代において自らの身を守り、国を治めるための術技として発生し、室町時代以降には体系化、江戸時代にはいくつもの流派が興隆するなど、日本固有の貴重な文化として発展を遂げました。また、それは単なる身体の操法というだけでなく、精神面では神道や仏教、東洋思想とも深い関わりを保ちつつ、日本民族の開明に多大なる寄与を続けてきました。

しかしながら、明治維新後の急速な西洋化、近代化の波によって、旧来の武術は衰退することとなり、あまつさえ戦後に禁止された時期があったこともあいまって、術技の伝承は積極的な保存振興の活動に依らなければ難しい状況となっています。

なかでも、江戸時代には武士の嗜みとされた槍術は、大名の権威の象徴でもある槍を操る武術として大切にされていたものの、使用する武具の長さゆえに稽古場や稽古槍の確保が難しく、古流派のほとんどが廃絶しています。

私たちが伝承している槍術は、我が国の保存すべき優れた文化のひとつであり、演武の公開、伝承者の養成、学術的研究を通じて術技の保存振興を図り、一般国民に向けて槍術の普及に関する事業を行い、次世代を担う人材の育成を図るとともに、槍術会分会を設置する地域に活力を与え、社会全体の公益に寄与することを観点に、特定非営利活動法人 西国槍術会の設立を行ないます。

2　申請に至るまでの経過

日本の古武術である槍術の普及を目的に、西日本を中心として槍術会分会の設立と術技の保存振興のための活動を進めてきました。各分会における月１回の稽古会、四半期ごとの合同講習会、古伝書の研究、こどもを対象とした槍教室、槍材確保のための調査各種など、様々な事業を年間計画を立てながら実施しています。

活動を実施するなかで、公共団体や民間企業の助成を受ける機会が増え、槍術会分会の増設も見込まれるなど、組織の再整備と運営体制の強化が必要となりました。

現在、四国及び近畿に３箇所の槍術会分会を設置し、指導者も育成され、伝承者も増加してきたため、より広く一般国民に向けて槍術の普及に関する事業を推進し、槍術会分会を拠点として地域における歴史文化への関心を深め、より豊かな社会の実現を目指して、特定非営利活動法人 西国槍術会を設立することにしました。

令和８年９月２７日

特定非営利活動法人 西国槍術会
設立代表者（氏名） 赤澤貴子

令和８年度事業計画書

法人成立の日から　令和９年３月３１日まで

特定非営利活動法人 西国槍術会

１　事業実施の方針

法人設立後、第１期目となる令和８年度は事業開始の初年度にあたり、従来の活動をもとにして、分会である阿波槍術会、土佐槍術会、柳生槍術会での月１回の稽古会の開催を継続するとともに、法人全体として四半期ごとの合同講習会、古伝書の研究、槍材確保のための調査など各種事業を実施して、槍術文化の振興と国内外への普及を図るための第一歩を踏み出します。

２　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事 業 内 容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人　数	受益対象者の範囲及び予定人数	支　出見込額（千円）
槍術演武の披露	奉納演武、地域イベントへの出演参加（R8は出演の営業）	未定	あいずみスマイリーマルシェ・夜支布山口神社など	6人	イベント来場観覧者300人	30
槍術稽古の実施	各分会における毎月１回の稽古会	各分会月１回	阿波槍術会土佐槍術会柳生槍術会	1人	稽古会参加一般参加者延36人	30
槍術に関する調査・研究	古伝書の研究	随時	国会図書館など	2人	HP閲覧者延60人	60
槍術旧跡ツアーの提供	槍術文化に所縁のある地域ツアーの実施（阿波）	11月中旬	徳島市内	2人	一般参加者12人	12
こども槍道場の開催	児童・生徒が対象の槍術体験（阿波）	稽古日	阿波槍術会	2人	一般参加者延6人	6
伝承者交流会の開催	会員相互の交流会の開催	11月中旬	徳島県内	2人	正会員一般参加者12人	36
槍材確保活動の推進	市場にあるカシ材での稽古槍の試作	11月から3月まで	徳島県内	3人	一般参加者8人	500
槍術術技の普及指導	西国槍術会全体による合同講習会の開催	11月中旬2月中旬	阿波槍術会柳生槍術会	2人	一般参加者延16人	30
槍術会分会の設置・運営	分会の新規設置と継続的な運営	随時	阿波・土佐・柳生・その他	5人	一般参加者8人	30

令和９年度事業計画書

令和９年４月１日から　令和１０年３月３１日まで

特定非営利活動法人 西国槍術会

１　事業実施の方針

令和９年度は法人化しての第２期目であり、第１期目の状況をふまえつつ分会である阿波槍術会、土佐槍術会、柳生槍術会での月１回の稽古会をメインに各事業の改善と継続を図ります。また、分会がある地域のあらゆる世代が槍術を通して日本の文化に親しみ、健やかな身体づくりを目的とするコミュニティスポーツとしての取り組みを計画し、具体的には各分会における「こども槍道場」「地域イベントでの演武披露」の実施を目指します。

２　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額（千円）
槍術演武の披露	奉納演武、地域イベントへの出演参加	未定	あいずみスマイリーマルシェ・夜支布山口神社など	6人	イベント来場観覧者600人	60
槍術稽古の実施	各分会における毎月１回の稽古会	各分会月１回	阿波槍術会 土佐槍術会 柳生槍術会	1人	稽古会参加一般参加者延72人	60
槍術に関する調査・研究	古伝書の研究	随時	国会図書館など	2人	HP閲覧者延120人	60
槍術旧跡ツアーの提供	槍術文化に所縁のある地域ツアーの実施（土佐）	11月中旬	本山町内	2人	一般参加者12人	12
こども槍道場の開催	児童・生徒が対象の槍術体験（２分会）	稽古日	阿波槍術会 土佐槍術会	3人	一般参加者延12人	12
伝承者交流会の開催	会員相互の交流会の開催	11月中旬	本山町内	2人	正会員 一般参加者12人	36
槍材確保活動の推進	市場にあるカシ材での稽古槍の試作	4月から8月まで	徳島県内	3人	一般参加者8人	500
槍術術技の普及指導	西国槍術会全体による合同講習会	11月中旬	阿波槍術会	2人	一般参加者8人	15
槍術会分会の設置・運営	分会の新規設置と継続的な運営	随時	阿波・土佐・柳生・その他	5人	一般参加者8人	30

令和８年度　活動予算書
法人成立の日から　令和９年３月３１日まで

特定非営利活動法人　西国槍術会

（単位：円）

科　目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2 受取寄附金			
受取寄附金	60,000		
3 受取助成金等			
受取助成金	500,000		
受取補助金	100,000		
4 事業収益			
受取参加費（槍術旧跡ツアー）	12,000		
受取参加費（こども槍道場）	12,000		
受取参加費（伝承者交流会）	60,000		
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計（A）	744,000	0	744,000
Ⅱ 経常費用			
1 **事業費**			
(1)人件費			
給料手当	0		
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
業務委託費	390,000		
諸謝金	60,000		
旅費交通費	90,000		
印刷製本費	64,000		
通信運搬費	36,000		
消耗品費	34,000		
賃借料	55,000		
保険料	5,000		
その他経費計	734,000	0	734,000
事業費計	734,000	0	734,000
2 **管理費**			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
会議費	10,000		
雑費	0		
その他経費計	10,000	0	10,000
管理費計	10,000	0	10,000
経常費用計（B）	744,000	0	744,000
当期経常増減額（A－B）	0	0	0
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計（C）	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計（D）	0	0	0
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額（E）＝（A－B）＋（C－	0	0	0
設立時正味財産額（F）			
次期繰越正味財産額（E＋F）			0

令和９年度　活動予算書
令和９年４月１日から　令和１０年３月３１日まで

特定非営利活動法人　西国槍術会

（単位：円）

科　目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	60,000		
2 受取寄附金			
受取寄附金	90,000		
3 受取助成金等			
受取助成金	500,000		
受取補助金	50,000		
4 事業収益			
受取参加費（槍術旧跡ツアー）	24,000		
受取参加費（こども槍道場）	12,000		
受取参加費（伝承者交流会）	60,000		
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計（A）	796,000	0	796,000
Ⅱ 経常費用			
1 **事業費**			
(1)人件費			
給料手当	0		
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
業務委託費	390,000		
諸謝金	70,000		
旅費交通費	110,000		
印刷製本費	74,000		
通信運搬費	36,000		
消耗品費	34,000		
賃借料	65,000		
保険料	6,000		
その他経費計	785,000	0	785,000
事業費計	785,000	0	785,000
2 **管理費**			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
会議費	10,000		
雑費	0		
その他経費計	10,000	0	10,000
管理費計	10,000	0	10,000
経常費用計（B）	795,000	0	795,000
当期経常増減額（A－B）	1,000	0	1,000
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計（C）	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計（D）	0	0	0
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額（E）＝（A－B）＋（C－	1,000	0	1,000
前期繰越正味財産額（F）			0
次期繰越正味財産額（E＋F）			1,000